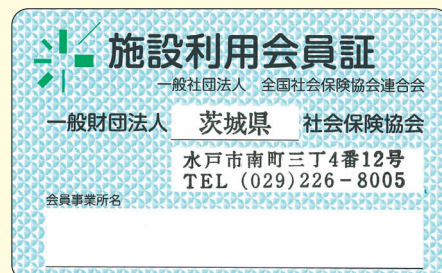


「施設利用会員証」発行のご案内

当協会では、協会会員事業所の被保険者とそのご家族の福利厚生〔宿泊施設等の優待利用（割引）〕として、「施設利用会員証」を発行しています。ぜひ、ご利用ください。なお、以前に交付を受けている「施設利用会員証（ピンク色）」は2023年3月31日で期限が切れておりますので、改めて下記申込書により申請をお願いいたします。水色の交付を受けている場合は、現在有効の会員証となっておりますので、申請は不要です（お手元の会員証の裏面に有効期限が表記してありますのでご確認ください）。



- 1. 優待利用施設** 【船員保険会・3施設】〔当協会事業、契約保養施設利用補助と併用可〕・【ホテル法華クラブグループ・18施設】・【高輪・品川プリンスホテルグループ・4施設】・【プリンスホテル優待プラン・全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等の施設】・【クア・アンドホテルグループ・4施設】・【MYSTAYSホテルグループ150施設】・【HMIホテルグループ・43施設】・【ダイワロイネットホテルズ・76施設】・【その他（宿泊施設・日帰り施設）】
- 2. 申込枚数** 「施設利用会員証」の枚数は、原則として1事業所につき3枚までです。
- 3. 有効期限（施設利用会員証）** 2026年3月31日まで（期間内であれば何度でもご利用可能）
- 4. 申込方法** このページをコピーしていただき、下記「施設利用会員証申込書」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒に切手（110円）を貼り、一般財団法人茨城県社会保険協会（〒310-0021水戸市南町3-4-12常陽海上ビル8階）住所あてにお申し込みください。折り返し「施設利用会員証」をお送りいたします。
- 5. その他** ☆優待利用対象者は、会員事業所の被保険者及びそのご家族です。
☆「施設利用会員証」が届きましたら、事業所名を必ずご記入いただき、事業所において保管し、事業所内で貸与してください。
☆契約優待施設、優待内容及び利用方法等の詳細は、当協会のホームページにより確認できます。なお、一部の施設では「専用のログインパスワード」の入力が必要な場合がありますが、会員証送付時に同封してお知らせいたします。
- 6. お申し込み・お問い合わせ先** 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005

施設利用会員証申込書

令和 年 月 日

事業所整理記号※01イロハ、01ABCなど (健保組合はアルファベットの整理記号)		申込枚数	枚 原則1事業所3枚までとします
--	--	------	---------------------

事業所所在地 〒
事業所名称
事業主名
事業所電話番号

※ ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。